基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十月二十六日

大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目四番三五号
株式会社ジェイテックコーポレーション
代表取締役　津村　尚史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十六日

福井市順化一丁目五番四号福井ファミリービル四〇一号
株式会社平和興産
代表取締役　市橋　七郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十六日

福井市順化一丁目五番四号福井ファミリービル四〇一号
株式会社平和コーポ
代表取締役　市橋　七郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十六日

福井市順化一丁目五番四号福井ファミリービル四〇一号
株式会社平和興産
代表取締役　市橋　七郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月二十六日

鳥取県鳥取市湖山町東三丁目二五番地
大東管材株式会社
代表取締役　田中　好洋

限定承認公告

本籍北海道苫小牧市大成町一丁目八番、最後の住所北海道苫小牧市桜木町三丁目一〇番六号
被相続人　亡　柴田　政直

右被相続人は平成二十八年五月三日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十八日札幌家庭裁判所苫小牧支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

札幌市中央区北二条西一〇丁目植物園グランドハイツ東棟四階上野・横山・渡法律事務所
限定承認者柴田信行
右代理人　弁護士　横山　和樹

限定承認公告

本籍千葉県市川市伊勢宿二番、最後の住所千葉県市川市伊勢宿二番七号
被相続人　亡　野地　康廣

右被相続人は平成二十八年五月二十二日死亡しその相続人は平成二十八年十月五日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

千葉県船橋市三山三丁目三八番二号
相続財産管理人　野地　鈴枝

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市上町四丁目五三番地、最後の住所千葉県木更津市畑沢南五丁目一七番一号
被相続人　亡　高橋　純

右被相続人は平成二十八年五月四日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十八日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

東京都港区六本木七―九―四ソウケイビル二階
右代理人弁護士　田中　繁男

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市上町四丁目五三番地、最後の住所千葉県木更津市畑沢南五丁目一七番一号
被相続人　亡　高橋　純

右被相続人は平成二十八年五月四日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十八日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

千葉県船橋市三山三丁目三八番二号
相続財産管理人　野地　鈴枝

限定承認公告

本籍千葉県市川市伊勢宿二番、最後の住所千葉県市川市伊勢宿二番七号
被相続人　亡　野地　康廣

右被相続人は平成二十八年五月二十二日死亡しその相続人は平成二十八年十月五日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

札幌市中央区北二条西一〇丁目植物園グランドハイツ東棟四階上野・横山・渡法律事務所
限定承認者柴田信行
右代理人　弁護士　横山　和樹

限定承認公告

本籍北海道苫小牧市大成町一丁目八番、最後の住所北海道苫小牧市桜木町三丁目一〇番六号
被相続人　亡　柴田　政直

右被相続人は平成二十八年五月三日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十八日札幌家庭裁判所苫小牧支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

鳥取県鳥取市湖山町東三丁目二五番地
大東管材株式会社
代表取締役　田中　好洋

限定承認公告

本籍千葉県市川市伊勢宿二番、最後の住所千葉県市川市伊勢宿二番七号
被相続人　亡　野地　康廣

右被相続人は平成二十八年五月二十二日死亡しその相続人は平成二十八年十月五日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

千葉県船橋市三山三丁目三八番二号
相続財産管理人　野地　鈴枝

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市上町四丁目五三番地、最後の住所千葉県木更津市畑沢南五丁目一七番一号
被相続人　亡　高橋　純

右被相続人は平成二十八年五月四日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十八日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

東京都港区六本木七―九―四ソウケイビル二階
右代理人弁護士　田中　繁男

限定承認公告

本籍長野県千曲市大字森二二三五番地、最後の住所長野県長野市篠ノ井塩崎五三二〇番地
被相続人　亡　和田　三男

右被相続人は推定平成二十八年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十七日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

長野県長野市篠ノ井塩崎五三二〇番地
相続財産管理人　和田裕太郎

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市北区杉栄町三丁目五四番地、最後の住所愛知県名古屋市熱田区伝馬町三丁目二番一七号インテリジェント神宮一E号
被相続人　亡　奥田　茂

右被相続人は平成二十八年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

東京都府中市天神町一丁目一二番一号プラウド府中天神町エアリーレジデンス二一七
限定承認者　高橋　優

限定承認公告

本籍長野県千曲市大字森二二三五番地、最後の住所長野県長野市篠ノ井塩崎五三二〇番地
被相続人　亡　和田　三男

右被相続人は推定平成二十八年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十七日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

長野県長野市川中島町今井一七八〇番地
APEC経済交流事業協同組合
代表理事　河本　龍男

訂正公告

平成二十八年十月二十日（号外第二三二号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告並びに第十期決算公告（枠組）中、流動資産「343,300」とあるは「352,166」、繰延資産「55,609」とあるは「57,275」、資産合計「467,505」とあるは「478,037」の誤り、流動負債「217,190」とあるは「222,155」、固定負債「205,922」とあるは「211,633」、株主資本「44,393」とあるは「44,249」、利益剰余金「△129,261」とあるは「△129,405」、その他利益剰余金「△129,261」とあるは「△129,405」、（うち当期純損失）「(156,408)」とあるは「(156,553)」、負債・純資産合計「467,505」とあるは「478,037」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十八年十月二十六日

東京都港区芝浦三丁目七番一二号
日本中央研究所株式会社
代表取締役　間中　恭弘

訂正公告

平成二十八年八月十二日（号外第一七八号）掲載の旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告中、株式会社エイ・アンド・エイ・エアーサービスの「⑨7000万円」とあるは「⑨69,953,120円」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年七月二十八日（号外第百六十七号）環境省告示第七十一号（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更した件）（原稿誤り）				
三六	下	八～九	廃棄（その使用に廃棄しなければ物としてに取り扱うことをいう。以下同じ。）しなければならない。	廃棄しなければならない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十六日付第二三六号

九六ページ●同日付政府調達第二〇一号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）